

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 9 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 清 水 智 文

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 30 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 6 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 25 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 12 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 18 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	



物 件 目 録

1 所 在 仲多度郡まんのう町七箇字野口 1 1 9 3 番地 3、1 1
9 3 番地 2

家屋 番号 1 1 9 3 番 3

種 類 居宅

構 造 木・軽量鉄骨造瓦・鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 6 7 . 8 8 平方メートル
2 階 4 5 . 8 4 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 1 8 8 . 8 8 平方メートル
2 階 4 5 . 8 4 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 2 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 清 水 智 文

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

本件建物のために、その敷地（地番 1 1 9 3 番 3、所有者 B）につき使用借権が存する。買受人は、敷地利用権の設定を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 仲多度郡まんのう町七箇字野口1193番地3、11
93番地2

家屋 番号 1193番3

種 類 居宅

構 造 木・軽量鉄骨造瓦・鋼板葺2階建

床 面 積 1階 167.88平方メートル
2階 45.84平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約188.88平方メートル
2階 45.84平方メートル



令和8年(ヌ)第1号
令和8年4月28日受理
令和8年5月25日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

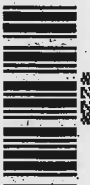
1 所 在 仲多度郡まんのう町七箇字野口1193番地3、11
93番地2

家屋 番号 1193番3

種 類 居宅

構 造 木・軽量鉄骨造瓦・鋼板葺2階建

床 面 積 1階 167.88平方メートル
2階 45.84平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	香川県仲多度郡まんのう町七箇1193番地3			
建 物	物件1			
種類、構造及び 床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階部分 約188.88㎡ 平成6年ころ、約21㎡増築している			
物件目録にない 附属建物	☒ ない ☐ ある ┌ 種類： ├ 構造： └ 床面積：			
占有者及び 占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
その他の事項				
執行官保管の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある ┌ 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 └ 保管開始日 平成 年 月 日			
敷 地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外土地の概況 (物件 1 関係)		
所 在	香川県仲多度郡まんのう町七箇字野口	
地 番	1 1 9 3 番 3	
地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐	
地 積	6 3 0 . 0 0 平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)	
所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (B)	
そ の 他 の 事 項		
☒ 関係人(☒ A (建物所有者) ☐ ())の陳述 / ☐ 提示文書()の要旨		
占 有 権 原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占 有 開 始 時 期	昭和50年10月7日	
最 初 の 契 約 等	契 約 日	昭和50年10月7日
	期 間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし
更 新 の 種 別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現 在 の 契 約 等	期 間	年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契 約 等	貸 主	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ()
当 事 者	借 主	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ()
地代・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払)	
地 代 前 払	☐ ない ☐ ある (金 円 分まで)	
敷 金 ・ 保 証 金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特 約 等		
地 代 滞 納	☐ ない ☐ ある (平成 年 月 日現在 金 円)	
契 約 解 除	☐ ない ☐ ある ()	
訴 訟 提 起 等	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号) ☐ 係属中 ☐ 終局 ()	
そ の 他		
執 行 官 の 意 見	☐ 上記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A(債務者)	1 私は本件物件の所有者です。現在は一人で住んでいます。 2 本件物件は、昭和50年10月7日に2階建部分を新築しました。敷地は、母親B名義の土地です。敷地の利用権については、親子ですので、無償で利用させてもらっており、使用借権ということになります。なお、Bは既に死亡しています。新築2、3年後にカーポートを設置しました。 平成3年1月18日に平家建部分を増築し、2階建部分の1階西側と行き来ができるようにつなぎました。平家建部分には両親が、2階建部分には私たち夫婦が居住していました。台所、浴室、トイレは共用でした。また、平成6年ころ、平家建部分の北側に倉庫を増築しました。平成8年ころには、2階建部分1階の浴室、洗面所脱衣所をリフォームしました。 3 本件建物屋根には、太陽熱温水器を設置しており、灯油の給湯器と併せて使用しています。なお、台所のコンロはIHクッキングヒータを設置しています。 4 本件物件の不具合としては、平家建部分の玄関、縁側、ホール西側の各天井に雨漏跡があります。修理はしましたが、今でも大雨のときには雨漏りすることがあります。 5 本件地区は、下水道が整備されていないので、浄化槽を設置しています。水路に排水をしています。非農家は水路の使用料のようなものは不要です。
■まんのう町土地改良区 担当者	本件地域では、非農家が水路に排水をしても水路の使用料のようなものは徴収していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から、2、3枚目記載のとおりであると認めた。
- 2 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 3 本件物件は、都市計画区域外に存在している。本件物件は、東側を幅員約3～4mの舗装農道（一部未舗装）に、北側を幅員約3～3.5mの舗装農道（一部未舗装）に、それぞれ接道している。
- 4 本件物件の敷地は、目的外土地（1193-3）であるが、周囲の土地との境界は、現況上明らかである。14条1項地図が存在している。
- 5 本件物件平家建部分の北側には、未登記増築部分（倉庫：約21㎡）がある。
- 6 本件物件は、経年（2階建部分は約51年、平家建部分は約35年、未登記増築部分は約32年）劣化が認められる。特に、平家建部分には、玄関、縁側、ホールの各天井に雨漏り跡が見受けられた。**A**によると、大雨のときには雨漏りをするところがあったとのことであった。2階建部分の屋根には、太陽熱温水器が設置されており、灯油の給湯器と併せて使用されている。台所のコンロは、IHクッキングヒーターが設置されていた。
- 7 本件地区には下水道が整備されていないので、浄化槽を設置している。水路に排水をしているが、非農家は水路の使用料のようなものは不要とのことである。
- 8 本件の売却対象は建物のみである。敷地利用権については使用借権であると認められ、買受人は、土地所有者**B**の相続人と協議する必要があると思料される。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年5月7日(木) 9:00-9:10	高松法務局	周辺土地調査等
令和8年5月7日(木) 16:00-16:20	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影、 A から聴取
令和8年5月7日(木) 16:35-16:50	まんのう町役場	公法上の規制等調査
令和8年5月8日(金) 14:35-14:45	高松法務局丸亀支局	周辺土地調査等
令和8年5月8日(金) 16:15-16:25	広域水道企業団中讃ブ ロック統括センター	給配水管等調査
令和8年5月8日(金) 16:50-16:55	中讃土木事務所	公法上の規制等調査
令和8年5月14日(木) 14:00-15:15	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行、 A から 聴取
令和8年5月19日(火) 14:10-14:15	当庁	まんのう町土地改良区担当者から聴取(電話)

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(概略)

S≒1/250



(注)概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

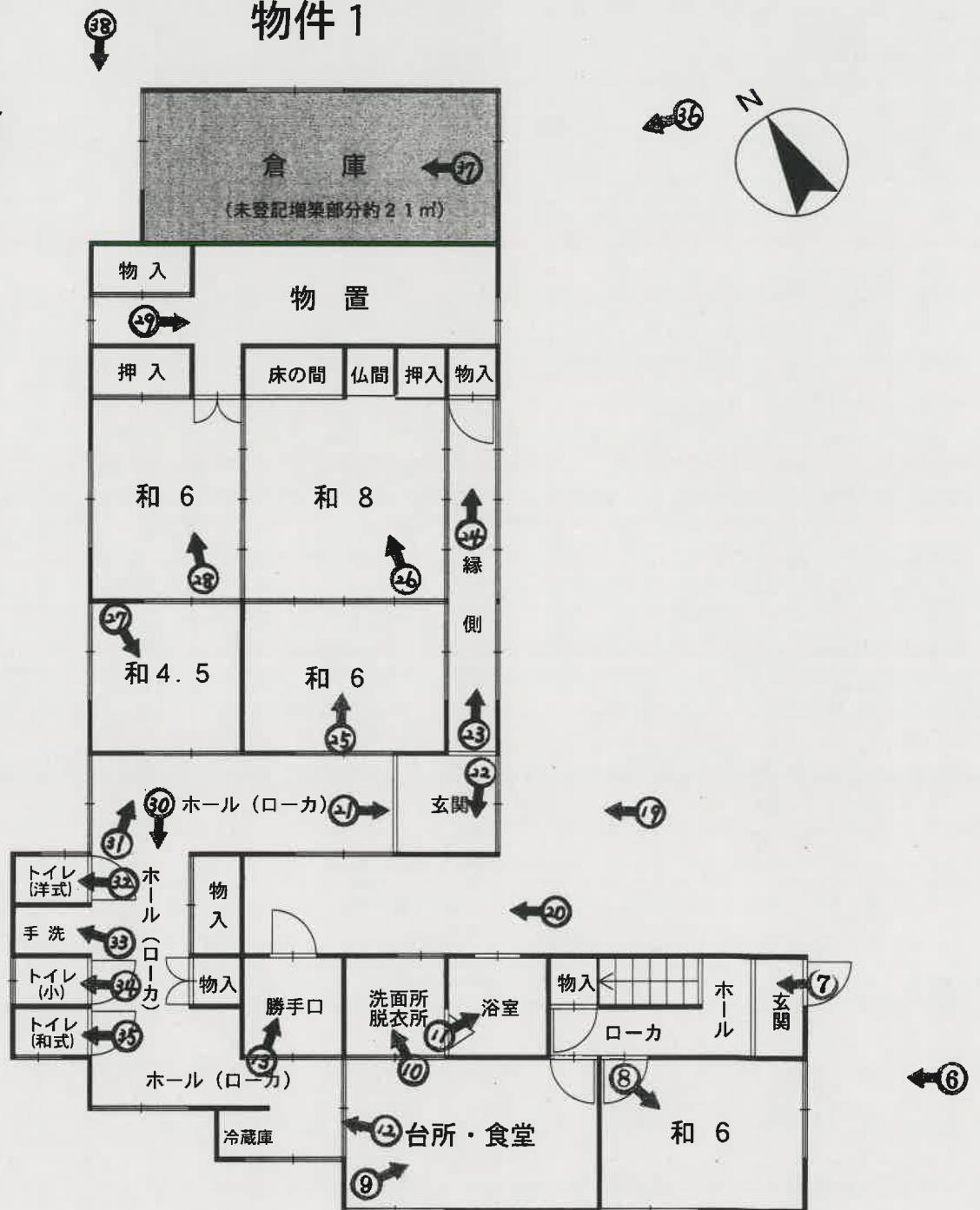
写真撮影位置・方向

(7 枚目)

建物間取図（概略）

物件 1

1 階



2 階



写真撮影位置・方向

(注) 概略図であり、現況と相違する場合がある。

(8 枚目)

1



本件物件の外観

2

未登記増築部分

平家建部分



北西側の状況

3



南東側の状況

4



目的外土地（1193-3）東側の状況

5



カーポート北東側の状況

6



2階建部分玄関付近の状況

7



2階建部分玄関内の状況

8



2階建部分1階和室の状況

9



2階建部分1階台所・食堂の状況

10



2階建部分1階洗面所・脱衣所の状況

11



2階建部分1階浴室の状況

12



2階建部分1階ホールの状況

13



2階建部分 1階勝手口の状況

14



2階建部分 2階西側和室の状況

15



2階建部分 2階南西側和室の状況

16



2階建部分 2階南東側和室の状況

17



2階建部分 2階洋間の状況

18



2階建部分 2階ベランダの状況

19



平家建部分玄関付近の状況

20



平家建部分玄関南西側の状況

21



平家建部分玄関内の状況

22



平家建部分玄関天井の雨漏跡の状況

23



平家建部分縁側の状況

24



平家建部分縁側天井の雨漏り跡の状況

25



平家建部分南側和室の状況

26



平家建部分北東側和室の状況

27



平家建部分南西側和室の状況

28



平家建部分北西側和室の状況

29



平家建部分北側物置の状況

30



平家建部分南西側ホールの状況

31



平家建部分ホール北西側天井の雨漏跡の状況

32



トイレ（洋式）の状況

33



手洗の状況

34



トイレ（小）の状況

（ 25 枚目）

35



トイレ（和式）の状況

36



未登記増築部分（倉庫）の状況

37



未登記増築部分（倉庫）内の状況

38



未登記増築部分（倉庫）北西側の状況

令和 8 年 (又) 第 1 号
令和 8 年 5 月 14 日 現地調査
令和 8 年 5 月 21 日 評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士

清 水 直 樹

第1 評価額

建 物 価 格	
物件1（建物）	金1,490,000円

- 1 物件1の価格は、土地利用権等付建物（敷地は目的外土地）としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	仲多度郡まんのう町七箇字野口 1 1 9 3 番地 3、1 1 9 3 番地 2 1 1 9 3 番 3 居 宅 木・軽量鉄骨造瓦・鋼板葺 2 階建 1 階 1 6 7. 8 8 m ² 2 階 4 5. 8 4 m ²	仲多度郡まんのう町七箇 字野口 1 1 9 3 番地 3 約 1 8 8. 8 8 m ² 上記以外同左
番 号	特 記 事 項		
1	国土調査により、所在する番地の内、1 1 9 3 番 2 が 1 1 9 3 番 3 に合筆 されている。 1 階に未登記増築部分（約 2 1 m ² ）あり。		
番 号	所 在 等	登 記	現 況
目的外 土 地	所 在 地 番 地 目 地 積	仲多度郡まんのう町七箇字野口 1 1 9 3 番 3 宅 地 6 3 0. 0 0 m ²	同 左
目的外 土 地	目的外土地は、物件 1 建物が存する土地である。		

第4 目的物件等の位置・環境等

1 目的外土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	J R土讃線「塩入」駅の南東方約2.7 km。(直線距離)	
付 近 の 状 況 等	対象不動産の属する近隣地域は、旧仲南町の七箇地区にあって、県道丸亀三好線背後の農家集落地域である。 山裾に位置するが、県道丸亀三好線背後に区画された農地が広がっている。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	区 域 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 地 域 そ の 他	都市計画区域外 － － － － 特定盛土等規制区域
画 地 条 件	面 積 間 口 奥 行 形 状 地 勢 そ の 他	630.00m ² （登記）とほぼ同じ。 東側約32m 約23m ほぼ台形 ほぼ平坦 －
接面道路の状況	・ 東側が幅員約3～4m舗装（一部未舗装）農道にほぼ等高に接面。 ・ 北側が幅員約3～3.5m舗装（一部未舗装）農道にほぼ等高から約0.5m高く接面（農道は西方へ下り）。 ※上記の農道は、いずれもまんのう町建設土地改良課が管理する農道であるとのこと。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	・ 物件1建物の敷地として利用されている。 - 敷地東側やや南寄りにカーポート（土地定着物）あり。 - 敷地内に側溝を設置している。 ・ 周辺は農地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 公共下水道 ガ ス 配 管	あり なし なし
特 記 事 項	・ 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定：無し。 ・ 地歴調査等からは、対象地について土壤汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壤汚染の可能性は低いと思われる。なお、土壤汚染の有無の詳細については、専門調査機関による調査を要する。	

2 建物の概況及び利用状況

(1) 物件 1

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日 主に南側の2階建部分：昭和50年10月7日新築(登記記載) 主に北側の平家建部分：平成3年1月18日増築(登記記載) 未登記増築部分(倉庫)：平成6年頃(所有者の陳述による) 経過年数 昭和50年の新築から：約51年 平成3年の増築から：約35年 平成6年の増築から：約32年 経済的残存耐用年数 昭和50年の新築部分：ほぼ満了している 平成3年の増築部分：約5年 平成6年の未登記増築部分：ほぼ満了している	
仕 様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備	木・軽量鉄骨造 瓦・鋼板葺 鋼板張り他 ビニールクロス貼り、板張り、砂壁他 敷目張り、ビニールクロス貼り、ボード張り他 タタミ、フローリング他 太陽熱温水器
床面積(現況)	主に南側の2階建部分(昭和50年新築)：91.68㎡ 主に北側の平家建部分(平成3年新築)：122.04㎡ 未登記増築部分(倉庫)(平成6年頃新築)：約21㎡ ※特記事項参照	
現況用途等	階層 現況用途 間取り	2階建 居宅 附属資料 建物間取図(概略)のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る ・全体的に経年相応の老朽化が見られる。 ・雨漏り跡が見られる。 所有者の陳述は以下のとおり。 ・大雨時には雨漏りがある。 ・平成8年頃に南側1階部分(昭和50年新築部分)の浴室と洗面 脱衣所をリフォームした。	
建物の利用状況	・所有者が居宅として使用している。 ・詳細については現況調査報告書参照。	

特 記 事 項	・閉鎖登記簿によれば、新築、増築の経緯は以下のとおり。 ・昭和50年10月7日新築 1階： 45.84㎡ 2階： 45.84㎡ ・平成3年1月18日増築 1階：167.88㎡（122.04㎡増築）、 2階： 45.84㎡ - なお、所有者へのヒアリングによれば、未登記増築部分（倉庫・約21㎡）は平成6年頃に増築したとのこと。 ・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、吹付アスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板、仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関の分析調査を要する。 ・設備、建具等に関して、動作確認は行っていない。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（目的外土地）

目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
目的外土地	5,800	1.02	630.00	1.00	3,727,000

ア 標準画地価格

地価公示等 まんのう(県) - 3

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $10,500 \text{ 円/㎡} \times 99.1/100 \times 100/100 \times 100/180 \div 5,800 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地 域 格 差：街路・接近・環境条件 + 80% (100/180)

イ 個別格差：角地 + 2% (1.02)

ウ 地 積：登記数量

エ 建付減価：なし (1.00)

(2) 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
1 (a)	143,000	91.68	0.01	131,000
1 (b)	165,000	122.04	0.15	3,020,000
1 (c)	77,000	約21	0.01	16,000
合 計				3,167,000

1 (a)：主に南側の2階建部分（昭和50年新築）

1 (b)：主に北側の平家建部分（平成3年新築）

1 (c)：未登記増築部分（倉庫）（平成6年頃新築）

ウ 現価率

1 (a)：経済的残存耐用年数をほぼ満了しており、管理状況等も考慮して現価率を1% (0.01) と査定した。

1 (b)：経過年数35年，経済的残存耐用年数5年，残価率5%とした定額法と観察減価（管理状況やや劣る-10%）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1-0.05) \times \frac{5}{35+5} \right] \times (1-0.10) \div 0.15$$

1 (c)：経済的残存耐用年数をほぼ満了しており、管理状況等も考慮して現価率を1% (0.01) と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
目的外土地	3,727,000	0.1	使用借権	373,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

(2) 建 物 価 格

番 号	基礎となる 価 格 (円) ア	土地利用権等 価格の加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,167,000	373,000	1.0	0.7	0.6	1,490,000

ウ 占有減価修正：無し

エ 市場性修正：建物のみ（敷地が目的外土地）の売却で市場性が劣る－30%（0.70）。

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地価格（まんのう（県）－3）

所 在：仲多度郡まんのう町帆山字直垂734番7
価 格：10,500円/m²
位 置：JR土讃線「塩入」駅の南西方約1.1km（道路距離）
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：533m²
供給処理施設：水道
接 面 街 路：南11m町道
用 途 指 定 等：都市計画区域外
地 域 の 概 要：町道沿いに一般住宅等が散在する住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 664,337円
 2,079,920円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位 置 図
- 2 公 図 写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図（概略）
- 5 建物間取図（概略）

以 上

位置図 S=1/10,000
まんのう町役場『まんのう町全図』





公 图 写 S = 1/500

N



1222-1

地区外

地区外

目的外土地

1193-3

①

水

1192-2

埕

1192-3

1154-4

道

1186-2

①

地区外

地区外

地区外

1186-4

1186

1187-4

公 図 写 S = 1/500



1202

1201

1200

1318
-9

1319-31

1318-15

1319-23

1195

地区外

1193-1

1192-1

1

1176-2

地区外

地区外

1318-16

1194-6

1194-7

1176-1

1194-1

1174

1319-28

1318
-20

1181
-2

1181-1

1318-21

地区外

地区外

(注) 地区外の公図

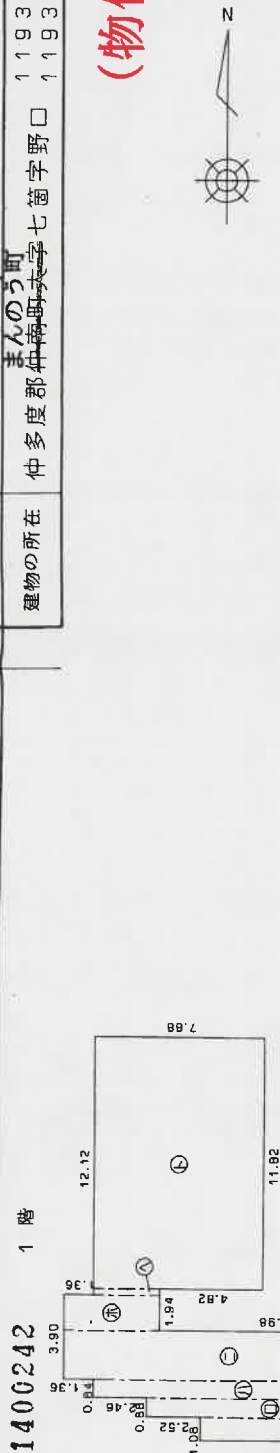
1183

各 階 平 面 図 建 物 階 平 面 図

家屋番号	1193-3
建物の所在	まんのう町 仲多度郡仲南町大字七箇字野口 1193番地3 1193番地2

(附 図 八 号 一 四 ・ 五)

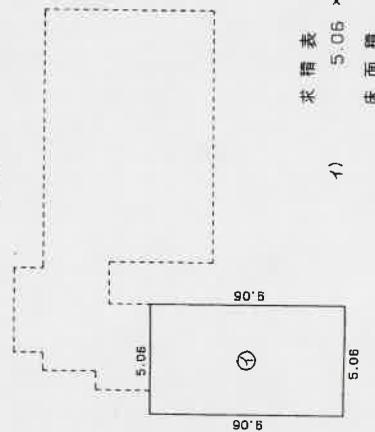
(物件1)



求積表

イ)	1.08 x 9.06 =	9.7848
ロ)	0.88 x 11.58 =	10.1904
ハ)	0.84 x 14.04 =	11.7936
ニ)	2.26 x 15.40 =	34.8040
ホ)	1.64 x 4.42 =	7.2488
ヘ)	0.30 x 3.06 =	0.9180
ト)	11.82 x 7.88 =	93.1416
合 計		167.8812
床面積		167.88 m ²

2 階



求積表

イ)	5.06 x 9.06 =	45.8436
床面積		45.84 m ²

昭和 33 年 1 月 22 日 登記

作製者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------

(香川県土地家屋調査士会用紙)

(A3版をA4版に縮小)

土地建物位置関係図(概略)

S≒1/250

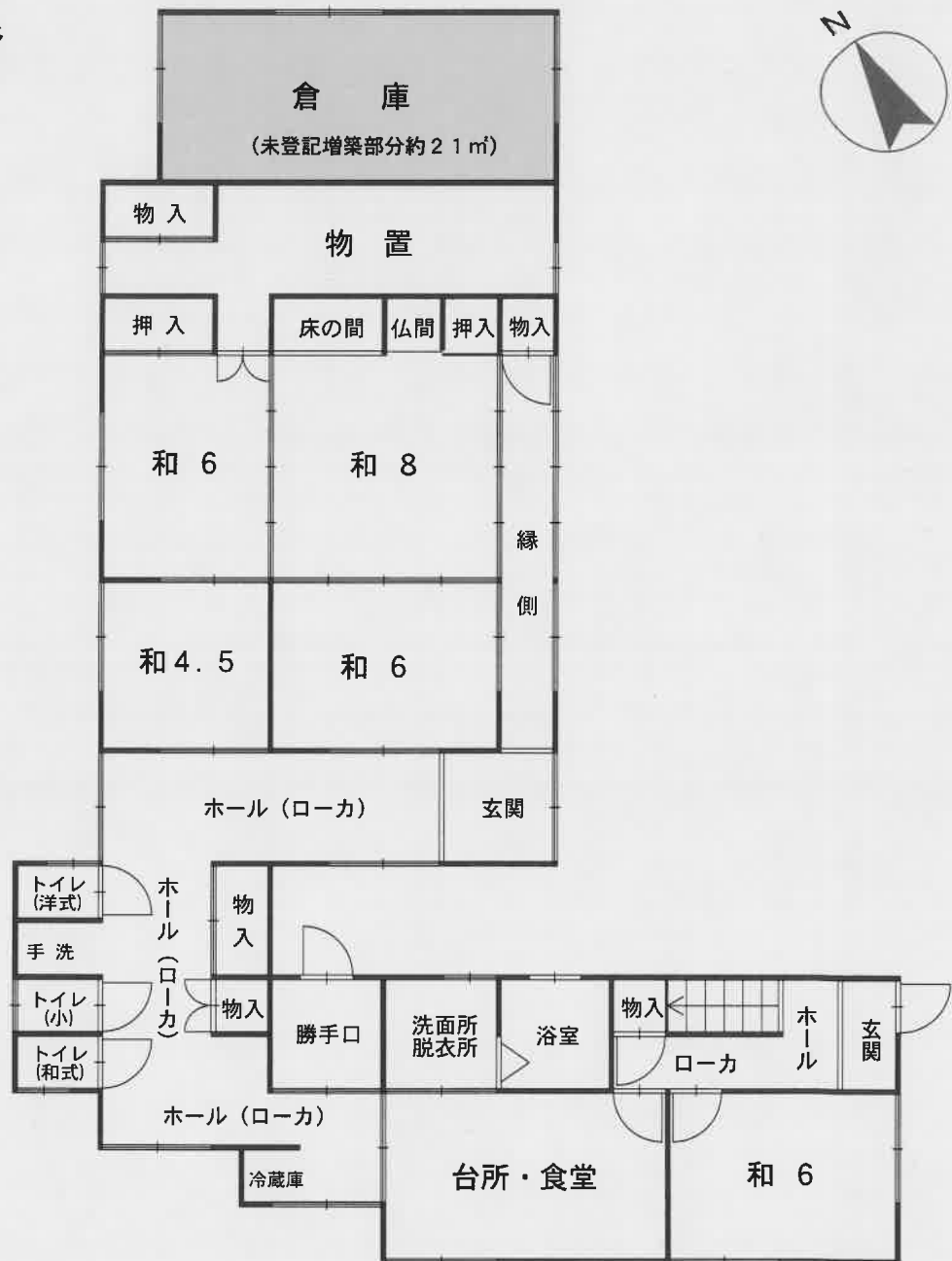


(注)概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

建物間取図（概略）

物件 1

1 階



2 階

